

さっぽろし  
札幌市

しょう しゃ さほーたーせいど  
障がい者によるまちづくりサポーター制度

へいせい ねん どうかつどうほうこくしょ たいするとりくみじょうきょう  
平成24年度活動報告書に対する取組状況

へいせい ねん がつちょうさ  
(平成26年9月調査)

へいせい ねん ねん がつ  
平成26年(2014年)12月

**1 昼間でも夜間でも休日でも、いつでも相談できるところをつくってください。役所だけでなく、NPOや地域の団体などに相談しやすいところがあると安心です。**

## 【取組状況】

### ■平成25年度実施済、平成26年度実施（予定）

障がいのある方などからの様々な相談については、障がい者相談支援事業所において、事前に連絡があればその相談受付時間以外でも相談支援を行ったり、転送電話や留守番電話を活用して相談支援を行ったりするなど、各事業所において、できる限り相談に応じられるよう取り組んでおります。

また、障がいのある方への虐待に関する相談については、夜間・休日の緊急連絡先を設けることで、相談受付時間以外でも相談を受けられるようにしております。

このほか、平成25年度からは、東区と清田区と西区の3か所の障がい者相談支援事業所に地域支援員を配置し、障がいのある方がどこにも相談できないで困ることがないように、区役所の地域支援チームや地域で活動する福祉関係者と顔の見える関係づくりを進めておりますが、平成26年度は、地域支援員の配置を10区10事業所へ拡大したところです。

今後も、障がいのある方などからの様々な相談に応じることができるよう相談支援の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。  
(保健福祉局 障がい保健福祉部)

**2 必要な人に対して、福祉サービスや生活保護を利用しやすくしてください。制度について分かりやすく教えてください。パンフレットや書類、手続は分かりやすいものにしてください。**

## 【取組状況】

### ＜保健福祉の相談窓口について＞

#### ■平成25年度実施済、平成26年度実施（予定）

札幌市では、平成25年5月13日から、全ての区役所に「保健福祉の相談窓口」を開設しております。

この窓口では、職員が福祉に関する不安や悩みを抱えている方の相談をしっかりと聴き、福祉の制度・サービスの概要を分かりやすく紹介したうえで、具体的な手続きを行う専門の窓口をご案内しております。

今後とも、支援を必要とする方が適切な福祉サービスにつながるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

保健福祉局総務部

### ＜福祉サービス等の利用について＞

#### ■平成25年度実施済

札幌市では、毎年、「障がいのある方のための福祉ガイド」を作成し、各種制度やサービスの利用手続き等についてご案内しております。

また、この福祉ガイドのほか、平成25年度より、療育手帳をお

もちの方を対象としたガイドブックを作成しております。

これらのガイドブックの作成にあたっては、制度やサービスの利用手続きなどを分かりやすくお知らせできるよう心掛けておりますが、今後、より一層分かりやすいものとなるよう努めてまいります。

(保健福祉局 障がい保健福祉部)

## <生活保護の利用について>

### ■平成25年度実施済、平成26年度実施（予定）

生活保護は最後のセーフティーネットであるため、可能な限り分かりやすい説明となるよう努めているところであります。

生活保護制度について説明している「保護のしおり」について、平成24年度に文字を大きく改訂して読みやすいものにしました。また、「誰でも申請することができる」と明記したうえで、来庁された方が自由に持ち帰りできるよう、保護課の窓口配置しております。

平成26年度には、本市のホームページに、世帯ごとの生活保護費のモデルケース及び生活保護の基準表を掲載し、生活保護の金額についてより分かりやすくなるように改善を図りました。

生活困窮の相談には、「保護のしおり」を用いて生活保護の仕組みについて可能な限り分かりやすく説明を行い、誰でも保護申請できる旨教示するとともに、申請書類の作成にあたって記入方法の説明など必要なサポートを行っております。

また、相談の内容によっては、活用できるほかの制度についての助言も行っております。

これまでも親身でわかりやすい説明に努めておりますが、今後適切に対応してまいります。

ほけんふくしきよくそうむぶ  
(保健福祉局総務部)

**3 市民が集まる色々な講座や行事などに、障がい者の講師が活用されるよう周知してください。**

とりくみじょうきょう  
【取組状況】

へいせい ねんどじっしすみ  
■平成25年度実施済

札幌市では、障がい者への理解促進、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、障がい者講師等派遣事業を実施しております。

この事業は、障がい当事者を対象として講師養成研修を実施した上で、当該研修終了者を講師として登録し、学校、企業、各種団体が開催する研修会等へ派遣しております。

今後も、事業の周知を行っていくとともに、講師の方が活躍できる場を拡充してまいりたいと考えております。

ほけんふくしきよくしょう ほけんふくしぶ  
(保健福祉局障がい保健福祉部)

## 4 障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に学校で学べるようにしてください。

### 【取組状況】

#### ■平成25年度実施済、平成26年度実施（予定）

幼稚園においては、障がいのある子どもとない子どもとが、遊びを中心とした日常の活動と一緒にを行うなど、子どもたち同士の理解を深めています。

小学校や中学校においては、同じ学校（校舎）で学べるよう、校内に特別支援学級の開設に努めており、通常の学級の子どもたちと共にを行う活動（交流及び共同学習）を通して、子どもたち同士の理解に努めているところです。

また、特別支援学校で学ぶ子どもたちが住んでいる地域の小・中学校を「地域学習校」に指定し、障がいのある子どもが地域の小・中学校で学習活動ができる取組を進めています。

さらには、札幌市の小中学校各1校において、インクルーシブ教育システム構築事業を行い、障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で学ぶことを目指した実践研究に取り組んでいます。

これらの実践の成果や課題を踏まえつつ、今後も、各学校において、障がいのある子どもとない子どもと一緒に学び、お互いの理解が深まる取組の充実に努めていきたいと考えております。

（教育委員会学校教育部）

**5 広報誌などに障がいの理解を深めるための記事を定期的に掲載してください。**

【取組状況】

■平成25年度実施済

札幌市では、毎年12月3日から9日までの障害者週間に合わせ、街頭PRなどの啓発事業を行う「障害者週間記念事業」を実施し、案内記事を広報さっぽろに掲載しております(平成25年度は、障がいのある方による講演会・ドキュメンタリーの上映会を実施)。

また、障がいのある人となない人が、学校や社会生活の中で、相互に心のふれあいの体験を通じて学んだことや感じたことなどを内容とする「心の輪を広げる体験作文」を毎年募集し、優秀作品をホームページに掲載しております。

さらに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図るため、小学校高学年用の福祉読本「バリアフリー大研究」を毎年発行し、ホームページに掲載しております。

今後も、さまざまな広報媒体を活用して、障がいの理解促進を一層図ってまいりたいと考えております。

(保健福祉局 障がい保健福祉部)

**6 緊急時など必要な時に個人情報<sup>こじん</sup>が円滑<sup>えんかつ</sup>に活用<sup>かつよう</sup>されるよう、個人情報<sup>こじん</sup>の取扱い<sup>とりあつか</sup>について、今一度<sup>いまいちど</sup>、検討<sup>けんとう</sup>してください。**

【取組<sup>とりくみ</sup>状況<sup>じょうきょう</sup>】

■平成25年度<sup>へいせい</sup>実施<sup>ねんどじっし</sup>済<sup>すみ</sup>（一部<sup>いちぶ</sup>については中<sup>ちゆう</sup>・長期<sup>ちようきてき</sup>的な検討<sup>けんとう</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>）

札幌市<sup>さっぽろし</sup>では、知的障がい<sup>ちてきしょうがい</sup>のある方<sup>かた</sup>を対象<sup>たいしょう</sup>に現況調査<sup>げんきょうちようさ</sup>を実施<sup>じっし</sup>し、この調査<sup>ちようさ</sup>により支援<sup>しえん</sup>を要<sup>よう</sup>する方<sup>かた</sup>を把握<sup>はあく</sup>するとともに、同意<sup>どうい</sup>を得<sup>え</sup>られた方<sup>かた</sup>につきましては、地域<sup>ちいき</sup>の民生委員<sup>みんせいいいん</sup>の皆様<sup>みなさま</sup>とも共有<sup>きょうゆう</sup>し、見守り<sup>みまも</sup>に活用<sup>かつよう</sup>しております。

しかしながら、現況調査<sup>げんきょうちようさ</sup>におきまして、個人情報等<sup>こじんじようほうとう</sup>を周囲<sup>しゅうい</sup>に知られたくないという思い<sup>おも</sup>のある方<sup>かた</sup>が多数<sup>たすう</sup>いらっしゃる事が、わかりましたことから、今後<sup>こんご</sup>も市民<sup>しみん</sup>の障がい<sup>しょうがい</sup>に対する理解<sup>たいりかい</sup>を深め<sup>ふか</sup>ていくことなどにより、地域<sup>ちいき</sup>における見守り<sup>みまも</sup>の促進<sup>そくしん</sup>を図<sup>はか</sup>ってまいりたいと考えて<sup>かんが</sup>しております。

なお、平成25年<sup>へいせい</sup>6月<sup>ねん</sup>の災害対策基本法<sup>がつ</sup>の改正<sup>さいがいたいさくきほんほう</sup>により、災害時<sup>さいがいでい</sup>の避難<sup>ひなん</sup>に特に配慮<sup>とくはいりよ</sup>を要<sup>よう</sup>する方<sup>かた</sup>につきましては、名簿<sup>めいぼ</sup>を作成<sup>さくせい</sup>することとなりました。災害対応<sup>さいがいたいおう</sup>も含め<sup>ふく</sup>、個人情報<sup>こじんじようほう</sup>の円滑<sup>えんかつ</sup>な活用<sup>かつよう</sup>につきましては、今後<sup>こんご</sup>とも引き続き<sup>ひつづ</sup>検討<sup>けんとう</sup>を進め<sup>すす</sup>てまいりたいと考えて<sup>かんが</sup>しております。

（保健福祉局<sup>ほけんふくしきょく</sup> 障がい保健福祉部<sup>ほけんふくしぶ</sup>）